

鳥取縣公報

昭和十六年一月三十一日
第一千二百三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第九十四號

雜穀配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

鳥取縣告示第九十五號

入頭郡賀茂村大字郡家并關有衛門ニ對シ羊豚家兎商免許鑑札左記ノ通り下附セリ

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 鑑札番號 第七三號

一 免許年月日 昭和十六年一月二十二日

一 取扱家畜 家兎、兎毛皮

鳥取縣告示第九十六號

氣高郡大郷村福井辛川耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年一月卅一日

第三種郵便物認可

一

鳥取縣告示第九十七號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

本籍 鳥根縣能義郡安田村大字安田中二四番地
住所 鳥取縣米子市東町九二番地

昭和十六年一月十八日
第八三三號登錄

高 橋 勝 子

鳥取縣告示第九十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ並リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣肥料商業組合

(イ) 名 稱

鳥取縣一團

(ロ) 地 區

地區内ニ於テ肥料ノ販賣ヲ業トスル者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額

滋賀縣產肥料用石灰ノ販賣價格

種 別	等 級	單 位	卸賣價格	小賣價格
生 石 灰	並 製	バラ 十貫	九六	一〇四
同	同	俵入皆掛 四貫	四七	五一
同	同	同 六貫	六八	七二

00642

00641

鳥取縣告示第九十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

本籍 鳥根縣能義郡安田村大字安田中二四番地
住所 鳥取縣米子市東町九二番地

昭和十六年一月十八日
第八三三號登錄

高 橋 勝 子

鳥取縣告示第九十九號

價格等統制令第六條及肥料供給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル米糠油粕ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

(一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(二) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

(イ) 額

滋賀縣產肥料用石灰ノ販賣價格

種 別	等 級	單 位	卸賣價格	小賣價格
石 灰	並 製	同 十三貫三百匁	一、四九	一、五九
同	同	同 十五貫	一、六八	一、七八
同	同	俵入皆掛 六貫	三、三七	四、〇〇
同	同	同 六貫	五、五九	五、九
同	同	同 十貫	九、三	六、三
同	同	俵入 二斗二升	六、〇	六、四
同	同	同 二斗	四、九	五、三
同	同	紙袋入皆掛二十二匁	六、一	六、五

一 本表價格ハ縣内省線及直通通帶社線濟驛ホーム渡價格トス

二 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合ハ運賃其ノ他ノ實費ヲ加算スルコトヲ得但シ倉庫保管料及同入出庫料(損害保險料ヲ含ム)ノ實費加算額ハ十貫ニ付十錢ヲ超エザルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年一月三十一日

四 認可ニ付シタル條件

(一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(二) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第九十九號

飼料販賣取締規則第六條及肥料供給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル米糠油粕ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

名 稱	單 位	卸賣價格	小賣價格
米 糠 油 粕	俵入又ハ以入正味九貫一包裝ニ付	四、三五	四、六〇
イ 木表卸賣價格ハ縣内省線又ハ直通通帶社線各驛着及境港着渡價格トス			

00643

前項受渡場所以外ニ於テ受渡ヲ爲ス場合ハ別ニ運送賃其他ノ實費ヲ加算シ得ルモノトス
ハ 小賣價格ハ賣主店先渡價格トス
ハ 特殊量目ノモノニ付テハ右ノ量目ニ對スル其ノ量目ノ割合ニ依リ右ノ金額ニ付算出スルモノトス

鳥取縣告示第百號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蕎麥ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

蕎麥ノ販賣價格

(俵入又ハ叭入)

一他道府縣產	正味量目	一圓等	二圓等	三圓等	四圓等	等外
北海道	五〇疋當	一一・三六	一一・一一	一〇・七六	一〇・二六	一〇・二六
青森	一二貫當	一〇・二六	一〇・一七	一〇・〇七	九・八八	九・八八
茨城	一三貫當	一一・〇三	一〇・九四	一〇・八三	一〇・六三	一〇・六三
群馬	一二貫當	一〇・一六	一〇・〇七	九・九七	九・八六	九・七八
長野	一六貫當	一三・四九	一三・三七	一三・二四	一二・九九	一二・九九
熊本	六〇疋當	一三・四七	一三・三五	一三・二二	一二・九七	一二・九七
宮崎	六〇疋當	一三・五二	一三・四〇	一三・二七	一二・〇二	一二・〇二
鹿兒島	六〇疋當	一三・五三	一三・四一	一三・二八	一二・〇三	一二・〇三
右掲グル產地以外ノ府縣	正味量目十六貫當	一三・〇〇				
イ 本表ニ掲グル價格ハ北海道產ニ在リテハ道ノ移出檢査ヲ受ケタルモノ茨城、長野及熊本縣產ニ在リテハ縣ノ檢査、青森、群馬、宮崎及鹿兒島縣產ニ在リテハ縣ノ移出檢査ヲ受ケタルモノ及其他檢査ヲ施行セザル府縣產ノモノノ縣内著驛ホーム渡、各港岸陸渡又ハ倉庫渡價格トス						
前項ノ檢査ヲ受ケザルモノノ價格ハ北海道、青森、茨城、長野、熊本、宮崎及鹿兒島縣產ニ在リテハ本表三等ノ價格群馬縣產ニ在リテハ四等ノ價格トス						

00644

ロ 本表ニ掲グル價格ハ種子用ノモノニハ之ヲ適用セザルモノトス

二鳥取縣產

(俵入又ハ叭入)

產地船車乘渡價格

最終販賣價格

正味量目

一圓

一三・〇〇

十六貫當

一四・四七

一三・〇〇

イ 本表最終販賣價格ハ賣主店先渡又ハ持込價格トス

ロ 本表價格ハ種子用ノモノニハ之ヲ適用セザルモノトス

三 麻袋入ノ場合ノ價格ハ一及二ノ價格ニ夫々左ノ額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

一箇正味量目

十六貫未滿ノモノ

八〇

同

十六貫以上ノモノ

一、〇〇

鳥取縣告示第百一號

西伯郡ニ左ノ通家畜傳染病發生セリ

昭和十六年一月三十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

病名	畜類	性	年齡	發病年月日	斃死年月日	發	生	地
氣腫疽	牛	牝	六才	昭和十六年一月十五日	昭和十六年一月十五日			西伯郡縣村福方七二八 西本辨次郎

彙報

辭令

永島頼夫

鳥取縣書記官
從五位勳六等

猪俣二郎

鳥取縣商工技手ニ任ス
經濟部商工課兼商工獎勵館勤務ヲ命ス
(二月七日付)

任千葉縣書記官
從高等官三等
四級係下賜
補警察部長

鳥取縣書記官 大 濱 芳 雄
 從五位勳六等
 任岐阜縣書記官
 敘高等官三等
 四級俸下賜
 補學務部長

地方事務官 島 村 軍 次
 從五位勳五等

任鳥取縣書記官
 敘高等官三等
 七級俸下賜
 補經濟部長

內務事務官 宇 佐 美 毅

任鳥取縣書記官
 敘高等官四等
 六級俸下賜
 補警察部長

休職鳥取縣屬 中 島 勳
 (一月九日付)

依願免本官
 (一月九日付)

任鳥取縣屬 井 手 野 尊
 警察部健康保險課勤務ヲ命ス
 (一月十日付)

八頭郡大村長 森 田 勘 吉
 勳八等

敘勳七等授瑞寶章
 (一月十三日付)

地方農林技師 北 田 庄 市
 兵庫縣農林技師ニ補ス
 (一月十五日付)

鳥取縣農林技師ニ任ス 衣 川 勇 治
 經濟部農產課勤務ヲ命ス

西伯郡滞在ヲ命ス 鳥取縣農林技師 加 戶 清 止
 東伯郡滞在ヲ命ス
 (一月十六日付)

鳥取縣農林技師ニ任ス 廣 谷 雄 吉
 經濟部農產課勤務ヲ命ス
 (一月二十日付)

鳥取縣農林技師ニ任ス
 經濟部農產課勤務ヲ命ス
 (一月二十日付)

正 誤

一 昭和十六年一月二十八日發行鳥取縣公報第一千二百三號鳥取縣告示第九十三號中左ノ通正誤ス

頁	行	段	正	誤
六六五	一一二	二七二	六郎谷 田中燕藏 蛙子谷ノ壹	大郎谷 田中燕藏 蛙子谷ノ一

彙 報 第九十號

事 變 特 報



舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

大政翼賛會實踐要綱

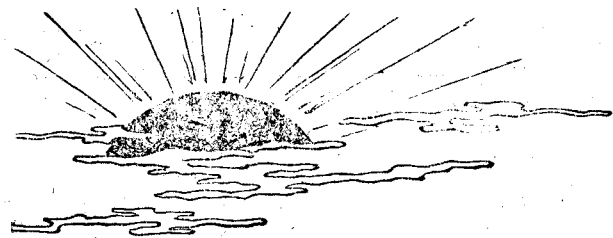
- 一、臣道の實踐に挺身す。
即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圈の建設に協力す。
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗として科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

次 目

一 帝國議會に於ける内閣總理大臣の 施政方針に關する演説……………	三頁
一 祈年祭について……………	(社寺兵事課) 三頁
一 東亞共榮圈の現段階 (上)……………	(時局課) 五頁
一 昭和十五年鳥取縣米收穫高……………	(統計課) 六頁
一 貯蓄目標と実績……………	(時局課) 九頁
一 流感を警戒せよ……………	(衛生課) 三頁
一 緑肥の施用法……………	(農産課) 三頁
一 海軍の綜合戰果……………	(社寺兵事課) 七頁
一 第一回南洋實業練習生募集……………	(社會課) 六頁

緊めよ生活抑へよ物價

帝國會議に於ける 内閣總理大臣の 施政方針に關する 演説



本日茲に第七十六帝國議會に臨み政府の所信を披瀝するの機會を得ましたことは、私の欣快とする所であります。

今期議會の開院式に當りましては特に優渥なる 勅語を賜はりました。寔に感激に堪へませぬ。私は諸君と共に謹んで 聖旨を奉體して、一億赤誠を盡くし、以て此の非常時局に於ける御奉公に缺くることなきを期したいと思ふのであります。

事變勃發以來幾多の艱難辛苦を克服し、稜威の下赫々たる戰果を收めたる皇軍將兵に對しましては、深く感謝すると共に、護國の英靈に對しましては、衷心より哀悼の意を表する次第であります。

今や帝國は正に有史以來の非常時局に直面致して居るのであります。此の際内外の情勢に鑑み、内は國家總力體制を整備し、國是遂行に遺憾なき軍備を充實するの要あり、外は大東亞の新秩序建設を根幹とし、先づ其の重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀して機に臨み適切なる施設を講じ、國運の一大進展を期するの要特に切なるものがあるものであります。是が爲政府は組閣勿々基本國策要綱を決定致しまして、爾來銳意其の實現に努力し來つて居るのであります。

嚮に締結されました日獨伊三國條約の趣旨は、畏くも當時漢發せられましたる 大詔に昭示し給ひたる所でありまして、帝國は本條約の締結に依り、世界の平和を保持し大東亞の安定を確立するの大目的に向つて進まんとするのであります。戰禍の擴大は固より之を欲するものではないのであります。帝國の所信を貫徹するは前途尙ほ遠遠と謂ふべく、幾多の障礙に遭遇することあるべきを豫期するの要あるは固より、未曾有の國難突破をも覺悟せねばならぬ時期の到來をも豫想せられるのであります。此の際全國國民の一段の發奮努力を切望する次第であります。

帝國は嚮に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を闡明し支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱したのであります。我が提唱に共鳴せる人士に依り樹立せられたる新政府は、皇軍武威の宣揚に伴ひ、着々其の歩を進め、昨年遂に日滿支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至つたのであります。併しながら支那には今尙ほ民族協和の大道を覺らず、救國の大事を抗戰の一途に求むるの勢力が残存し、最近英米等に於ては

援蔣政策を更に露骨化し、帝國を牽制せんとしつつあるものであります。帝國は抗戰を事とする者は飽くまでも之を擊滅し、我に共鳴する者は堅く之と提携し、大東亞新秩序建設の來に悉々邁進せんとするものであります。

國體の本義に基き庶政を一新し、以て國防國家體制を確立するは、現下内政の急務であると信ずるのであります。之が爲には先づ敬神崇祖の美風を涵養に努むると共に、國體の本義に透徹する教學を刷新し、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道德を確立すべきものと考へるのであります。之が方策は固より政治の全面に關係を有するものであります。其の根源は一に教育の力に俟つべきこと勿論であります。教育の振興に付きましては政府は特に意を用ひて居るのであります。

國內新體制の基底を爲すべき萬民翼贊の國民組織確立に付きましては、已に聲明した所でありますが、曩に大政翼贊會は設立せられ、大政翼贊運動は展開されつつあるものであります。今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であります。今日全國國民が小異を捨てて大同に就き、眞に一致して大政を翼贊し奉らんとする機運に相成つて参りましたことは、邦家の爲海に慶幸に存する次第であります。大政翼贊運動は申すまでもなく、全國國民が國體の本義に基き、憲法の條規に遵ひ、日夜其の職域に於て、奉公の誠を致さんとするものであります。正に臣道實踐の一語に盡きるのであります。大政翼贊運動が今後急速活潑に展開することは、政府の最も希望する所でありまして、之が成否は國運の消長に影響する所甚大なるものあるべく、全國國民の熱烈なる協力をお願いし

て居る次第であります。

政府は夙に官界新體制の確立を期し、先づ文官制度の改正を必要と認め、文官の身分保障制度を徹廢し、又文官の銜階任用の途を擴むる等諸般の改正を行ふことと致し、之に關する勅令も既に公布を見るに至つたのであります。其の運用に付きましては萬全を圖り、以て官界の氣風の一新を期して居るのであります。更に時局即應の爲、官廳の事務の再編制等に付きましても銳意改革を重ね、必要なる改新は進んで之を斷行する所存であります。

政府は日滿支を根幹とし、大東亞を包容して自給自足經濟の確立を期すると共に、官民協力の下に重要産業を中心とする綜合的計書經濟を遂行し、之に依り生産力を擴充し、以て軍備の充實の基礎を固くすると共に、國民生活の安定に資せんとするものであります。之が爲には公益優先、職域奉公の趣旨に基き、國民經濟を指導すると共に、經濟新體制を確立し、國民の潑刺たる創意に基く最高能率の發揮に依り、生産力を増強せしめ、以て其の總力を發揮することを得しめんとする所存であります。

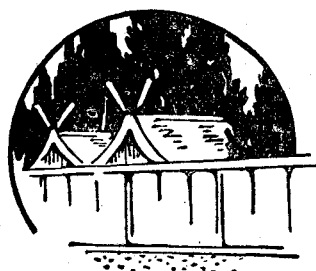
現下經濟情勢の變化に基きまして、一般産業殊に中小商工業に付きましては、相當深刻なる影響を蒙りたるもの少からざる状況であります。政府は極力其の維持育成に努むると共に、其の轉業の已むを得ざるものに對しては、之に必要な諸般の施設を講じ、以て國策の遂行に伴ふ國民犠牲を少からしむることに付き鋭意努力を重ねて居るのであります。

事變の推移に伴ひ主要食糧確保の問題は極めて緊要と相成つたのであります。之が對策として生産の確保、配給の適正及び消

費の規正に努めつつあるものでありまして、殊に米穀に付ては國家管理制度の實施、其の他需給調整上必要な措置を講じまして、國民生活の基礎を安定せしめんことを期して居る次第であります尙ほ政府は農家生活の安定を圖ると共に、農業生産の擴充伸展を期する爲、肥料其の他生産必要資材の供給に努めまして食糧増産を圖る等萬遺憾なきを期して居るのであります。

國民生活必要物資は時局の進展に伴ひ一般に潤澤を缺くに至つたのでありまして、政府に於ては極力之が供給確保に努むると共に、低物價政策を堅持し、以て國民生活の安定を圖つて居るのであります。國民亦克く時局の重大性を認識して、生活を簡素にし、志操を堅持し、以て時艱克服を期せられんことを望むものであります。

以上は高度國防國家體制確立の爲極めて重要な施策に付き申述べたのでありまして、今後政府は渾身の力を揮ひ、之が完遂に當らんことを固く誓ふものであります。國民亦此の艱古の非常時局に臨み、我が華國以來の輝かしき國運の進展が常に 稜威の下我が祖先の忠勇なる忍苦發奮に依りて遂行せられたるものなることを想ひ起しつ、現下の難關を突破前進することに依りてこそ赫灼たる一大光明の境地に到達し得べきものなることを確信し、舉國相率り相信じて時艱克服の爲全力を盡すの覺悟を堅持せられたいと切望する次第であります。何卒政府の意のある所を諒とせられ、政府提出の豫算案並に法律案に付きましては、御審議の上速かに協贊を與へられんことを切望致します。



祈年祭について

(一)

毎年二月十七日には祈年祭といふ重要な祭儀が行はれる。此の日は一般祝祭日の中に加へられてゐないが爲に國民の充分なる認識を得てゐない嫌があるが、これは當年の新穀を神に獻ずる新嘗祭と對照をなす極めて重要な意義を帯びてゐる所の國家的祭儀である。即ち此の日宮中に於ては賢所、皇靈殿、神殿の三殿で嚴かなる御祭祀があつて、畏くも 天皇御親ら皇族及び官僚を率へて御拜禮あらせられ、神宮では勅使參向奉幣の儀が行はれる。官國幣社以下の神社に於ては新嘗祭、例祭、遷座祭と共に大祭の一として最も嚴肅な祭儀が行はれ、地方長官其の他を參向せしめられて幣帛供進の儀が執行せられるのである。祈年祭は二月十七日に執行するのが原則であるが、地方によつては諸種の事情よりして其の後に於て適當な日を選び執行は

れるところもある。

(二)

祈年祭の起源については崇神天皇の御代に發するとす説、或は又天武天皇四年二月に初まつたとする説なども行はれてゐるが、祭儀其のものゝ性質上から考へると、早く既に悠遠の古代から存在したと觀るべきであつて、大寶令にも其の規定が存し、平安時代の初めには二月四日を期して諸司百官悉く神祇官の齋院に參集し、中臣は祝詞を宣し、忌部事を行ふて全國の官幣社に各々祈年の幣を班つたのである。

此の時殊に神宮に對させ給ふては、畏くも勅使を發遣せさせ給うたのであるが、此の事を拜しても祈年の祭儀が如何に古來尊重されてゐたかを了解することが出来るであらう。

何故に此の祭儀が斯くまでに我が國で重要視されたかといふにそれは當歳の年穀豐饒を(換言すれば皇國民生命の根源確立を)皇國の神祇に祈り奉り、其の守護を請ひ願ふことを本旨とする祭であるからであつて、訓じてトシコヒノマツリと稱する理由も其處に存するのである。即ち新嘗祭が新穀收穫季に於ける神恩報謝の意味を含んでゐるのに對して、祈年祭は一年の農耕初季に於ける祭である處に、兩々相俟つて重要な意味を有するのであつて、共に其の本づく所は齋庭の穗の神勅にある。日本書紀に據ると、畏くも皇祖 天照大神は、天孫降臨の御時に當つて、天孫廬從の神たる天兒屋命と太玉命に勅を下させ給ひ、「吾が高天原御シメス齋庭ノ穗ヲ以テ亦吾ガ兒ニ御セマツルベシ」と仰せられたとあ

(三)

る。それが即ち齋庭の穗の神勅であつて、此の時亦くも高天原の神田で成熟した稻穂を賜はつて之を葦原中つ國に播種せしめ給ひ皇孫を初め奉り一般國民の爲に永久の食糧とせさせ給うたのである。天孫に三種の神器を授け給うと同時に生命の根源たる稻穂を下し給はりたる皇祖の大御心は洵に畏き極みと申さねばならぬ。さればこそ農耕期の始終に當つては古來必ず神祇を祭つて祈謝の禮を盡すのである。

斯くして播種に先だつて神に年穀豐登の守護を祈るのであるが申すまでもなく此の事は決して徒に神の力に頼み、勞することなくして收穫を得んとするが如き他力本願的なものでは斷じてない祈年祭其の本質に於て、特に神から賜はつた根源の種子に良き培養を與へて之を充分に成育せしめ、米作を豐饒ならしめて國內に飢寒の者無らしめ、以て國力の充實、國光の赫耀を圖る、全國民的總動力を神誓ひ奉ることを包含するものである。此の事は現行の祈年祭宮司(社司、社掌)祝詞に於て明瞭に示されてゐるところであつて、其の一節に
天ノ下ノ國民ガ手肱ニ水泡垂リ向股ニ泥播寄セテ取作ラム奥ツ御年ヲ始メテ草ノ片葉ニ至ルマデ作リト作物共ヲ惡キ風荒キ水ニ相ハセ給ハズ豐ニムクサカニ成幸給ヒテ新嘗ノ御祭嚴シク美シク仕奉ラシメ給ヘ
とあり、農民が手肱に水泡垂り、向股に泥播寄せて即ち其の耕作する田畑と一心一体となり、泥塗れとなつて辛勞することを、

00653

御照覽あらせ給ひ度き旨を奏上してゐるのである。斯の如く新年祭は國民が日本農道精神の眞髓を發揮することを神の大前に誓ひ奉ることを前提として成り立つてゐるのであるが、併しながら單に農民だけのお祭りではなく、國民全体に重要關係を有つ祭儀である。それは、同じく新年祭祝詞中の詞句によつて明かである。

現行新年祭宮司祝詞の初には「今年ノ御年始始ハムト爲テ天皇命ノ宇豆ノ大幣帛ヲ捧奉ラシメ給フガ故ニ」とあるが、此の事は畏くも皇祖 天照大神が國民食糧の根源たる齋庭の穗を賜はつて永遠に國民生活の安定を圖らせ給うた神意を繼紹あらせ給ふ、天皇御政治の根本と深く相關係するのであつて、即ち農産のみならず、延いてはそれを中心にして日本全産業の發達を御獎勵あらせ給ふ聖旨とも關係して來るのである。かくして新年祭は勿論農事の新を趣旨とするのではあるが、之を中心とし、之を根底として我が國の全産業の昌榮と國家の發展とを希求する國家的祭祀なのである。幣帛供進使祝詞にも

皇神等ノ依奉ラン奧ツ御年ヲ入東穂ノ茂穂ニ成幸 給ヒテ
 天皇ガ大朝廷ヲ始メテ天ノ下ノ國民ニ至ルマデ彌遠ニ彌廣
 ニ五十糧ノ入稔枝ノ如ク立榮ヘシメ給ヘト白給ハク

と白す通り、決して個人的な幸福を祈るものではないのは勿論のこと、又農村に於ける年穀の豐饒を祈るのみに止まらないで、これによつて愈々益々皇室の御安榮御慶福を希ひ、且つ汎く國力の充實國家の發展を願ひ求める所に神國日本の國風を表はしてゐるのである。

(四)

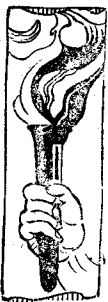
此の由緒の古い新年祭も、中世以降漸次に衰廢し、應仁の大亂以後は殆ど中絶同様の状態となつて、江戸時代元祿の頃には一たび復興の兆が見えたが、遂に實現されずに終つたのを、明治天皇は深く遺憾に思召され、明治二年二月二十八日には畏くも新年祭を御再興あらせられ、京都吉田神社境内の大元宮を神祇官代として地方官をも召集し、盛大なる祭儀を執行せしめ給ひ、爾來今日に至つてゐるのであつて、當日宮中に於かせられては、天皇親しく三殿に御親拜あらせられると申すのは並々ならぬ御重儀と拜祭せられる又官國幣社以下神社では新嘗祭、例祭並遷座祭と並んで大祭の一として、最も嚴重な祭儀が行はれてゐることは前にも述べた通りである。されば下國民としても此の日は一人残らず神社に參拜し、全心を傾注して皇室の御昌榮國家の隆運を熱禱し、更に臣子の本分として皇室の御爲、國家の爲に協心戮力することを神祇の大前に固く誓ひ奉るべきである。

特に言説するまでもなく、我が國の如き米を國民の主食糧とする國はあつては、米作の豐凶は國民元氣の消長にも關する重要な問題である。

昨年及び一昨年の作柄は事變下に於て最も深刻なる教訓を國民に與へ、且つ米穀に關する從來の國民的無關心を大いに戒めた。最近頻りに米食の節約即ち節米といふ事が叫ばれてゐるが、節米よりも寧ろ其の根本に遡つて神から種子を賜はつた日本の米を尊び、之が生産にも配給にも消費にも全知全能力を働かせ、國民生活を通じて國家活動の上に米の力をより強く活かすことが肝要である。毎年二月十七日の新年祭を機として、一面農民精神の作興を期すると共に、他面國民の敬米心を振起させねばならぬ。斯くし

00654

て始めて神恩皇恩に報じ奉り、國民としての職能を全うすること出来るのである。



東亞共榮圈の現段階 【上】

◇日獨伊同盟と東亞新秩序

紀元二千六百年は單に日本のみにとつて意義深い年であつたわけではなく、世界史的に見ても明かに一つの段階を劃するに足る年であつた。一九三二年(昭和七年)のオッタワ會議以來漸次顯著となつてきた世界ブロックの傾向が、極東における支那事變の進展と歐洲におけるドイツの電撃作戰の成功とによつて、昨年度においてほどその軌趨すべき輪廓を明かならした。即ちこの年をもつて世界經濟は日本を中心とする大東亞共榮圈、ドイツを中心とする歐洲廣域經濟圈、ソ聯を中心とする社會主義經濟圈、アメリカを中心とする米洲經濟圈なる四大アウタルキー經濟圈に截然と分割される傾向を示し、かつてその領土に太陽の没する日のないことを誇つた大英帝國は衰頹の一途を辿りつゝあつて、この世界經濟の解体過程において果してその獨立を全うし得るや否やをさへ危まれてゐる。

日本自体についていへば、昨年七月第二次近衛内閣の成立とともに外交政策の根本的轉換が行はれ、それが九月の日獨伊同盟の締結に結實したのみならず、これと同時に多年の懸案であつた新

体制運動が大政翼賛會の成立をもつて具体化の途に上つたこと、更にまた十一月末、日本の南京政府承認と南京政府の滿洲國承認の基礎の上に、日華基本條約が締結され、日滿華共同宣言が發表されて、三國の國交關係が新たな段階に入つたことは、紀元二千六百年を記念するに最もふさわしい出来ごとであつた。

日本の外交國策の一大轉換に始まるこれら一聯の過程は明かに日本を中心とする大東亞共榮圈の進むべき基本方向を明確ならしめた點において没すべからざる意義を有するのであるが、然しこのことは決して日本の前途が坦々たるものであることを意味するものではなく、却つてそこには突破すべき幾多重大な困難の横はることを思はしめるものである。吾々は近衛首相とともに東亞共榮圈の確立なる理想の前には「千辛萬苦も覺悟の上」なる決意を新たにしなければならぬのである。

日獨伊三國同盟の締結は、滿洲事變から支那事變を経て漸次發展してきたところの、日本を中心とする東亞新秩序の建設工作を全く新たな段階に推し進めると共に、これが推進力たる日本の國內体制の再編成を必然ならしめるに至つた。三國同盟以後の東亞經濟の動向を特徴づけるものは何か。それは次の三つである。

- (1) 高度國防体制確立の要請強度化
- (2) 英米依存の放棄、その結果としての東亞アウタルキーの要請強化
- (3) 東亞アウタルキーの一構成部分としての南方圈の意義の増大

高度國防國家確立の要請は、いふまでもなく、三國同盟の締結後に至つて始めて問題になつたものではない。支那事變が長期戦

00655

に轉化したことが確實となつた昭和十三年の秋以後、既に長期國防体制の確立が要請せられ、日本政府はこの要請に對應するために總動員法の全面的發動の決意をなし、爾來矢張り同法關係の勅令の制度を見て政治、經濟、文化に對する統制は日一日と強化されて今日に至つてゐる。然しかる過程の進行にも拘らず、政府においても民間においてもかゝる統制強化の目標を支那事變の處理にのみ關聯せしめて考へたために、眞の意味の高度國防國家の建設に對してはなほ不十分なところが少くなかつた。しかるに、三國同盟の締結後は、支那事變の處理が決して極東だけで解決されるものではなく、實に全世界に關聯を持つ世界的變革過程の一環としてのみ正しく解決されるものであることを誰の目にも明白にした。東亞における新秩序の建設は、後述の自給自足の要請強化の結果として、支那事變の處理をもつて終るものとは考へられなくなつた。寧ろ、逆に支那事變の處理が南方圏をも含めた大東亞共榮圏の確立を俟つて始めて可能になると見られてきたその當然の結果として高度國防体制の確立なる要請は、更に一段と強度化するに至つたのである。

◆ 決然として英米依然を脱却

次に、三國同盟の締結は、それ自體、明治維新以後における日本經濟の歴史的宿命である英米依存を完全に清算したことの表現であつた。より正確にいへば、英米依存を完全に清算せんとする決意の表明であつた。周知の如く、日本が當面の戰爭相手としてゐる重慶政權の抗戰力の一半を形成するものは英米の對蔣援助であり、東亞新秩序の建設は先づ東亞の諸民族を英米帝國主義の鐵

鎖から解放するところからはじまらねばならぬ。その限りでは支那事變の對象は單に重慶政權だけではなく、同時にまたその背後にある英米の帝國主義であることは、事變の當初から明かなことであつた。「吾々は支那と戰つてゐるのではない、英米帝國主義と戰つてゐるのだ」といふ一面的な極論さへ行はれてゐた。従つて、事變勃發以來三年も経過した頃になつて、はじめて英米依存放棄の決意を表明したといふのは、甚だ奇異に思はれるかも知れない。併しこれは事實である。事變發生以來、日本が國共合作の抗日政權と戰ひつゝその背後にある英米帝國主義と戰つてゐたことも事實であれば、その過程を通じて依然かなり多くの點において英米依存の態勢を續けてきたこともまた事實である。その結果として、極東における日本の行動が屢々自主性を缺き、英米勢力に牽制されざるを得ないことが多かつたのである。

日本が今日まで英米依存を續けてきた根本の原因は、日本經濟の強度の英米依存にあつた。明治維新以後の世界經濟は世界の歴史にその比を見ない程の急速度で發展してきたのであるが、その發展は主として輕工業部門において行はれ、重工業及び機械器具工業部門における發展は輕工業に較べれば跛行的たるを免れなかつた。そのために日本の經濟は支那事變の勃發前まで輕工業製品を輸出して得た外貨を以て、資材機械を輸入するといふ宿命的な構造を負つてゐたのである。そしてこの際特に銘記すべきことは輕工業製品の輸出市場にしても、資材機械の輸入市場にしても、英米帝國主義圏が絶對の重みを持つてゐたといふことである。近代戰が重工業、機械器具工業及び化學工業の生産力を基礎と

00656

して戰はれつゝあること、及び東亞における新經濟秩序の建設がこれまた重工業、機械器具工業及び化學工業の生産力の飛躍的發展を條件とするとは明白なことである。日本は支那事變の遂行に伴つて、昭和十四年より生産力擴充計畫を實行し、滿洲及び新興支那もまたそれぞれ産業開發計畫を日程に上せて、如上の缺陷の是正に力めてきたのであるが、その過程においてもまた英米勢力圏への依存を脱却することが出来なかつた。東亞經濟圏確立のための基礎工作たる生産力擴充計畫や、生産開發計畫の根本を制約する物資動員計畫が、英米市場の變化による輸出状況の變化やその結果としての輸入資材確保の見透しの動搖につれて變化せざるを得ず、その爲に計畫の實施にしばしば阻礙をきたさざるを得なかつたことは、このことの表現に外ならぬ。

然るに、一方においては事變の遂行を通じて、日本の重工業、機械工業の顯著な發展が見られると共に、滿洲支那に於ける重要資源の開發も一應その緒につき、英米依存を脱却するための基礎條件が成熟してゐるのみならず、他方においては歐洲戰局の擴大並びにその事實上の世界戰爭化は、世界經濟における自由市場の範圍を著しく狹隘ならしめ、日本の英米依存の可能性が漸次低下せざるを得ない傾向を明かならしめるに至つた。日本が三國同盟の締結によつて決然と依存を脱却する決意を表明したのは、かゝる事情の當然の結果であつたといはなければならぬ。

◆ 大東亞經濟の再編成へ！

然し英米依存を脱却することは、同時に日本經濟の根本的再編成を必要とすることを意味する。そしてこの日本經濟の再編成は

日滿支を根幹として南方圏をも含めた大東亞の經濟の再編成と、その相互關係の正しい調整とを必須の條件とせざるを得ない。日本がこれまで英米市場に輸出してゐたものをそのまま東亞の市場に輸出し、英米市場から輸入してゐたものをそのまま東亞の市場から輸入するといふことは、日本以外の東亞諸國の經濟が日本よりも遙かに遅れてゐることからして不可能である。特に機械工業製品の輸入を英米市場から東亞市場に振りかへることは絶對に不可能であるところか、大陸の經濟建設に必要な一切の機械類を擧げて日本から供給せざるを得ない。然し、石炭、鐵、鹽、その他非鐵金屬類等の資源は滿洲にも支那にも豊富に存在する。従つてこれを日本の資本及び技術によつて開發すると共に、ゴム、石油、錫等の重要資源を南方圏より確保するならば、大東亞において自給自足的經濟圏を樹立することは必ずしも難事ではない。そこには誠に餘り豊かな可能性が存在するのである。

第三に、三國同盟の締結は東亞經濟新秩序における南方圏の重要性を著しく高めた。三國同盟の締結までは、東亞ブロック經濟の地域的範圍は大体において日滿支の三國と考へられ、南方圏は漠然と補助的な地位を占めるものと考へられるに過ぎなかつた。然し三國同盟によつて英米依存をかなぐり捨てた現在においては南方圏は東亞アウタルキー經濟の不可缺の一構成分子と目されるに至つた。これは決して歐洲戰局の擴大を原動力とする世界政治情勢の變化が、日本の南方進出を容易ならしめた爲だけではない。日本が英米依存を放棄したために、東亞共榮圏の經濟が、文字通りのアウタルキーを強く要請されてきたためである。滿洲及び支那

00657

の資源は成程極めて豊富ではあるが、これだけでは完全なアウタルキを確立することは出来ない。そこには近代的高度國防經濟を確立するに不可欠は資源たるゴム、石油、錫等の資源は、必ずしも豊富ではないからである。然るに、南方圏にはこの種の重要資源が豊富に存在するのである。(未完)



昭和十五年鳥取縣米收穫高

政府は戦時食糧確保のため、昭和十五年度農林水産物の増産計畫を樹立しその増産目的達成に積極的施設を講じてあることは既に本報にも記してあるのであるが、農林省が一月二十二日發表した昭和十五年全國米收穫高を見ると、その總石数は六千八百七十四万二千五百五十二石であつて、之を前年の收穫高に比すれば八百九十二万二千六百石(一割一分七厘)を、前五ヶ年平均收穫高より四十三万五千七百四十八石(六分六厘)を減少してある。又其の作付反別は三百七十八万八千二百二十町二反であつて、全國平均一反歩の收穫高は一石九斗一升五合となつてある。

而して本縣に於ける收穫高は七十四万二千八百二十石であつて之を前年の收穫高に比すれば二萬五千九百七十石、(三分六厘)前五ヶ年平均收穫高に比すれば四萬四千二百九十一石(六分三厘)

の各増加を示した。又作付反別は三萬二千七百五十三町四反であつて、前年の作付反別より三百六十六町五反(一分一厘)を増加し、平均一反歩收穫高は二石二斗六升八合に當つてある。

蓋し本年の稲作は、苗代時期に於ける氣候概ね適順にして苗は強剛を發育を遂げ、挿秧期に於て早魴のため一部移植の遅れたものがあつたけれども概して順調に進捗し、又生育期に一時日照が少く稍々徒長の傾向にあつたが難く回復した。

更に出穂期には低温、多温、強風等のため稍々悪影響を被つた地域があつたが、其の後成熟期より收穫期に至つて天候良好となり、病虫害も一部地方に穂頸イモチ、螟虫、苞虫等が発生したが、被害は輕微で登熟は順調に推移した。

十月末日現在に於ける第二回豫想收穫高は、第一回豫想收穫高に比し三萬百八十石(四分一厘)の減收豫想を示したが前記の如く成熟期より收穫期に亘つて天候良好の結果豫想外の豊作であつて、實收高は第二回豫想收穫高に比して三萬七千九百石(五分四厘)の増加を示した

尙ほ参考のため最近五ヶ年間に於ける作付反別及び收穫高を掲げると

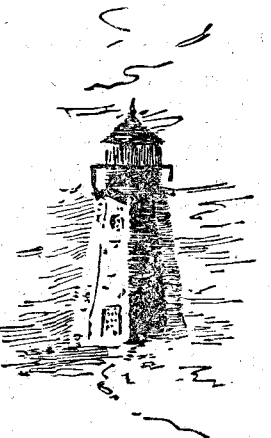
年次	作付反別	收穫高
昭和十年	三二、二六五、三	六二一、三五五、石
昭和十一年	三二、六五八、四	七二一、九八〇
昭和十二年	三二、八八六、一	六九六、四五四
昭和十三年	三二、九六二、九	七三六、〇〇八

00658

昭和十四年 三二、三八六、九 七一六、八五〇
 昭和十五年 三二、七五三、四 七四二、八二〇
 同 第一回豫想收穫高 七三五、一〇〇

同 第二回豫想收穫高 七〇四、九二〇
 であつて、更に之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市	作付反別		收穫高		價額
	水稲	陸稻	水稲	陸稻	
總數	三二、七五三、四	三、七六一、一	七四二、八二〇	二五、九七〇	三、一〇〇、八五五
鳥取市	八、〇四八	五、	八〇、五三三	二、〇四八	八三、三六三
米子市	七、八八五	二、三三二	一〇、一八〇	一、〇三三	六八、二五三
岩美郡	三、三三七、五	三、六	七、五三三	二、九三三	三、二五八、七九
八頭郡	四、〇三三、二	五、五	四、〇三三	一〇、三三三	四、三三三、五〇
氣高郡	四、四八五、六	一、九〇	四、四八五、六	一〇、三三三	四、三三三、五〇
東伯郡	八、二八五、五	一、四七七	八、二八五、五	一、七六六	八、三三三、〇六
西伯郡	六、六七七、九	一、〇〇七	六、六七七、九	一、九四四	六、三三三、七〇
日野郡	三、七九四、三	一、五八	三、七九四、三	一、五八	三、〇三三、〇〇



年度末の奮進を望む

貯蓄目標と実績

◆従來の貯蓄実績

本事變の遂行と東洋の新秩序、進んでは世界的大事業である大東亞共榮圈の達成の爲には絶大なる經費を要し、これが爲には全く吾等國民の慥まざる貯蓄増加によること最も大であることは度々述べたのであるが、この國民貯蓄の増加目標額を定めるについては、大体において、軍事費その他戦時財政の財源に充當すべき國債の消化資金と高度國防國家建設の爲の生産力擴充資金とを考慮に入れてその概数を算定して定めてあるのであるが、この貯蓄増加目標額は事變第一年度の昭和十三年度には八十億圓、次の昭和十四年度には百億圓であつた。

00659

いまその実績を見ると、第一年度の昭和十三年度は遺憾ながら七十三億三千三百萬圓に止り、目標額に對して六億六千七百萬圓ほど足りなかつた。

ところが、第二年度の昭和十四年度に至つては、これが百二億二百萬圓に躍進し、目標額を突破すること二億二百萬圓といふ好成績をあげることができた。

初年度の実績が豫定額に達しなかつたことは、運動開始初年でもあり、一般國民に對する貯蓄奨励の普及と專傳が十分に徹底しなかつたといふ點もあらうが、なほその外に、政府の國債發行額が豫定額に達しなかつた。すなはち、それだけ國內に撒布される政府資金が、豫定してゐたよりも少く、そのために民間には貯蓄に振向ける金が少かつた、といふ致し方ない事情などもあつたやうである。

その後、第二年度の昭和十四年度に入ると國民の戰時意識も自ら高まり、それに貯蓄奨励運動の効果も漸次あがつて来て、遂に百億圓の目標額を突破することが出来たわけである。

右の貯蓄額は、らくに貯蓄のできる裕福な有産階級や、時局産業の發展によつて多くの利益をうけた人々の手によつてなされたものではなく、その中には収入は少いのに拘らず生活を切り詰め、不自由をしのんで消費を節約したお金や、婦人が廢品を利用して支出を少くして貯めた金、その他第一線の將兵が給料の一部を貯めて故國に送つた尊いお金も、また小兒兒童が學業の餘暇に汗を流して稼ぎ貯めた零細なお金もすべて含まれてゐる。即ち一億國民の愛國心の結晶ともいふべきものである。

この貯蓄増加の内容を見ると、まづ金額の多い點では何んといつても第一位は銀行貯金である。そして第二位が直接に國債を買つたり債券その他の有價證券を買つたりした直接有價證券投資であり、第三位が郵便貯金、そのつぎは信用組合貯金、保險會社資金、簡易保險積立金、金錢信託、無盡會社資金、郵便年金積立金といつた順序になつてゐる。参考のために昭和十三、同十四兩年度における貯蓄増加額の内譯を記して置かう。

國民貯蓄増加内譯 (單位百萬圓)

	昭和十三年度	昭和十四年度
郵便貯金	八・一五	一、三八四
簡易保險積立金	一・九五	二四七
郵便年金積立金	二・〇	三九
銀行預貯金	三、〇六二	四、九〇八
信用組合貯金	四・四	九六三
金錢信託	二・二四	二九七
保險會社資金	三・九一	四七二
無盡會社資金	六・一	一〇四
小計	五、一八二	八、四一四
直接有價證券投資	二、一五一	一、七八八
合計	七、三三三	一〇、二〇二

◇本年度の貯蓄増加目標と実績
昭和十五年度における國の豫算は、臨時軍事費特別會計豫算の四十四億六千萬圓と一般會計豫算六十億九千七百萬圓とを合せて實に百五億五千七百餘萬圓といふ大豫算である。尤もその中に

00660

は六億圓の通抜勘定が否まれてゐるから、實質上の豫算額はこれを控除したところの九十九億五千七百餘萬圓で、百億圓には少しばかり充たない。

そして右豫算の財源に充當すべき昭和十五年度の新規公債發行豫定額は、(一)一般會計の分十九億六百餘萬圓、(二)臨時軍事費特別會計の分三十六億七千四百萬圓、その外に(三)各特別會計の分四億四千六百餘萬圓を合算して六十億二千六百餘萬圓に達することになるが、この國債消化資金約六十億圓は、どうしても國民の貯蓄にまたねばならない。

それに日滿支綜合計畫遂行のための生産力擴充資金として最少限度四十億圓は要する見込みであるし、なほまた戰時經濟の運營の圓滑にする上から購買力の吸收をはかる必要があるため昭和十五年度の貯蓄増加目標額は特にこの點を考慮に入れて、昨年度よりも更に二十億圓を増加して百二十億圓に引上げられてゐる。

隨つて本縣では、この國家の貯蓄目標額を基準として本年度の本縣貯蓄増加目標額を四千萬圓とし、各位の協力によつて着々そ

の目的達成に努力してゐるのである。

もとより中途のことであるから、果して何ほどの成績を上げるかは、全く豫断を許さないが今日までの状況からすると極めて好調を辿りつゝあることは數字が立證してゐる。

即ち國の貯蓄増加額について云ふと昨年四月から九月までの上半期の貯蓄増加額は、(一)郵便貯金十億八千八百萬圓、(二)簡易保險積立金一億七千二百萬圓、(三)郵便年金積立金四千六百萬圓、(四)銀行預貯金二十三億六千六百萬圓、(五)信用組合貯金五億七千四百萬圓、(六)金錢信託一億六千萬圓、(七)保險會社資金三億七千九百萬圓、(八)無盡會社資金九千九百萬圓、その外(九)直接有價證券投資十四億八千九百萬圓を加へて、合計六十三億六千萬圓に上り、これを前年度同期の四十九億六百萬圓に比べると、十四億五千四百萬圓ほど凌駕してゐる。而して本年度に於ける貯蓄増加額百二十億圓に對しては本年度上半期の増加率は五割三分に達してゐる。

又本縣の昨年四月より十一月までの実績は次の通りである。

鳥取縣自昭和十五年四月貯蓄増加高

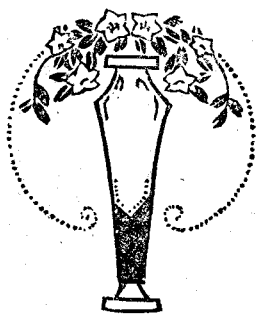
月別	銀行預金	無盡會社資金	信用組合貯金	郵便貯蓄	小計	私人投資	總計	十四年度總計
四月	一、六四〇、二九	七、四七七	六、六六六	四、四一八	二、二〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、一六四	三、八七七、六六四	三、〇〇、〇〇〇
五月	一、四七〇、〇〇〇	二、〇〇〇	六、三三三	三、三三三	三、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	四、九七七、六六六	三、二七七、七七〇
六月	一、九二六、四四六	三、三三三	六、九二六	三、三三三	三、三三三、三三三	一、二二二、二二二	四、七七七、七七七	三、四三三、三三三
七月	一、三三三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、八八八、八八八	二、七七七、七七七

八月	一四六、九七七	五、一五一	八二、三六八	一、三九九、七五九	三、七三三、五九	五、二九九、六八九
九月	一、四九〇、五九三	四、三三三	六三、一七三	六、八二〇、五七	三、三三三、三三	三、〇八八、七四八
十月	七、七九、八八	四、八二〇、五	五、五五七	八、四二、三〇	一、七六五、〇〇	三、三三三、三三
十一月	二、七三三、五〇一	五、九四、四五	二、〇〇七、二四	一、八八、五五	二、八三三、二三	三、三三三、三三
計	一〇、四六六、六九二	七、七六九	四、三二八、六六	六、六〇五、七三	三、三三三、三三	三、三三三、三三
目標	一一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

この調子で進めば、おそらく年度末までには、本縣の目標額四千萬圓はもとより、我が國の増加目標額の百二十億をも突破し得るであらう。然しながら一年間に百二十億といへば月平均にして十億圓であるし、また一億國民に割當すると一人當り月十圓の割合になる。今後これを續けてゆくことは決してらかな業ではない。それに従來の状況に考へると第四半期たる一月より三月に至る三ヶ月間の成績は兎角その成績が鈍化しやすい傾向にあるから吾々は一層力をつくして統後國民の責務を果すために貯蓄報國に精進しなければならぬのである。

世間では、「一ヶ月に三十錢や五十錢の貯金をしたところで何の役に立たう」と考へる者もあるやうだが、それは大變な認識不足である。

假りに一億國民が一日一人平均一錢の貯金をするとすれば、一年にはそれが驚くなれ三億六千五百萬圓といふ莫大な金額に上るのである。千里の道も一歩から、大海も一滴の水から成るの譬への通り一錢や二錢の金が集つて巨額の資金や出来るのであるから、吾々は如何に零細な貯金でも決してこれを輕視してはならぬ。



流 感 を 警 戒 せ よ

記録的回顧
— 世界感冒の鳥瞰 —

ものの紀元を繰ねるのはなかなか手数のかゝるものであるが、多になると流行する「カラス天狗」即ち黒地のマスクの日本に於ける起原は明かに大正七、八、九年の悪性感冒(世界的流行性感冒の流行)の時からである。

それより以前は車中などでこんなものをやつて居ると、呼吸器の弱い肺病人らしくして誰も使用しないからであつたが、當時の悪性感冒でマスクが流行した結果多くの者が之を普通に使用するやうになり、遂には裝身具の一つとさへ使はれるやうになつた。マスク常用が人の呼吸器を弱める場合もあつて、健康體の者がこれを使用することはどうかと思はれる節もあるが、今その利弊はこゝではいはずとして、恐ろしかつた當時の流感を回顧して、それが難て今年頃來ないとも限らぬ豫感もあるのと併せ考へ、當時の記録を少しばかり掲げて見る

△悪性感冒流行前後の各國死亡率 (人口千に付死)

年次	日本	英國	佛國	伊太利	獨逸	北米 合衆國
大正五年	二一・五	一四・八	一八・一	一九・七	一四・三	一四・〇
同 六年	二一・四	一四・八	一八・六	一八・七	二〇・六	一四・三
同 七年	二六・八	一七・八	二四・〇	三三・〇	一八・四	一八・一
同 八年	二二・八	一四・八	一九・一	一九・〇	一五・六	一二・九
同 九年	二五・四	一二・九	一七・二	一八・七	一五・一	一三・〇
同 十年	二二・七	一二・五	一七・七	一七・四	一四・〇	一一・六

同十一年 二二・三 一一・三 一一・七 一七・五 一七・七 一四・四 一一・七
同十二年 二二・八 一一・八 一六・六 一六・六 一三・九 一一・二
同十三年 二二・二 一一・六 一七・一 一六・八 一一・三 一一・七
以上の如くで各國に多少の差はあるが、最初の年の大正七年には各國とも申合せた様に死亡者が激増してゐる。

人口千人に付五人の死亡増は百萬人で五千人、一千万人で五萬人となるから日本だけで大正七年は人口五千六百萬人とし二十八萬人程多く死んだ譯である。只の一年間に二十八萬人が多く死んだのだから恐らく開關以來といふてよい。

當時流感死亡と統計に示されたのは約七萬人程であるが、之は直接のものだけで、肺炎・氣管支炎の死亡、肺結核患者死亡の激増等を數へると、將に此等親類筋の病氣だけで二十餘萬人の死亡増加は當然と見積られる。一擧に二十八萬人の死亡はなんと大きな數字ではあるまいか。

二 我が國感冒流行史

こんな大流行は空前の事柄で、嘗て一八八八年即ち右の大流行より三十年間にロシアを中心として大流行があり、翌一八八九年即ち明治二十三年には日本にも大流行があり、この時始めて日本では流行感冒の名が用ゐられたのであつた。然し前記のもの程の大きなものではなかつたらしい。

近世に於ける日本の流行性感冒の流行に關する調査(醫學博士飯村保三氏)によると次の如くであつて大体西洋でも流行してゐる。

△流行性感冒流行年記

00663

日本流行年	西曆	前年流行後の經過年數	西洋の流行
慶長十九年	一六一四年	?	
元祿六年	一六九三年	六十九年	英、佛、和
寶永四年	一七〇七年	十四年	
享保元年	一七三〇年	九年	
同 十五年	一七三〇年	十四年	露(一七二九年)
同 十八年	一七三三年	三年	米、露、歐
延享元年	一七四四年	十一年	
同 四年	一七四七年	三年	
明和六年	一七六九年	二十二年	佛、英
安永五年	一七七六年	七年	
同 九年	一七八〇年	四年	露
天明元年	一七八一年	一年	米、支
同 四年	一七八四年	三年	歐、印、露
寛政七年	一七九五	十一年	
享和二年	一八〇二年	七年	佛、獨、英
文化五年	一八〇八年	六年	英
同 八年	一八一一年	三年	ブラジル
文政四年	一八二一年	十年	
同 七年	一八二四年	三年	西半球(一八二三年)
同 十年	一八二七年	三年	米、露、シベリヤ
天保二年	一八三一	四年	露、獨、伊、米
同 三年	一八三三年	二年	歐亞、アフリカ

嘉永三年	一八五〇	十七年	東半球
安政元年	一八五四	四年	世界各地
同 四年	一八五七	三年	東半球
萬延元年	一八六〇	三年	世界各地
慶應三年	一八六七	七年	歐洲
明治二十三年	一八九〇	二十三年	歐、露、米
同 三十九年	一九〇六	十六年	
大正 五年	一九一六	九年	北米
大正七、八年	一九一八	二年	世界各地
同 十四年	一九二五	四年	歐米各國(輕症)

右の年紀を見ると、二一三十四年毎の流行が十四回、九一一年が五回となり、長いのは六十五年の例もあるが、之は記録の不足とも考へられる。

さて斯様な調を見て、其の後に於ける日本内地の流行を見ると大正十四年、昭和三十四年、同六年(稍流行)、同九年と、流行性感胃の死亡が其の前後の年に較べて著しく増加して居り、其の後昭和十一年及び十三年にも一寸多い。それ等を大観して見ると恰度三年目毎に、小流行は一年おき位になつて居る。

昭和九年から三年目の昭和十二年にはどういふものか少なかつたが、其の前後の年には可なり多かつた。十四年の全國統計は未だ發表にならないが、二年目とすると昭和十五年、三年目とすると今十六年は恰もそれに當る。而も三年目頃には比較的大流行が

00664

多いのである。

三 本年は流感周期

以上のやうに流感の流行周期は大体二一三十四年目毎になつてゐるから、不吉な豫想はしたくないが來年頃は流行の順當であるかも知れないと、略々確かに考へられる。

これに關聯して戦争や事變などの後に大流行のあることは種々の世態の變化や給養の状態からも考へられることで、既に大正七年(一九一八年)の世界的最大流行は恰も歐洲大戰の足掛五年目で、その十一月に平和が成立したのである。今年頃は流感を警戒せねばならぬと云ふのは斯様な譯合からでもある。

流行性感胃は寒くなりかけに多くやるのであるが、普通感冒即ち季節感冒、俗に所謂風邪とは異なつて明かに流行性傳染性のものであつて、しかも傳染は迅速猛烈であるから絶対に完全豫防することは一寸困難であるが、何にしても身体の鍛錬に依つて抵抗力を強くして居ることはその根本要件である。各位の注意を切に希望する次第である。

興 亞 の 礎

貯蓄で築け



綠肥の施用法

綠肥の施用に當つては細心の注意が必要です。綠肥を施用したために却つて農作物の收量を減じたり、品質を害したりすることのないやう考慮せねばなりません。

本縣の綠肥作物中最も多く生産せられ、其の影響の大きい紫雲英に對して施用の萬全を期することは、即ち肥料經濟の上から又産米改良の上から重要であることは云ふまでもありません。次に施用法の要點を簡単に記して見ませう。

一 紫雲英の施用法

自給肥料の基本をなすものは堆厩肥と綠肥であります。併し綠肥は窒素肥料としての肥効が多いために、紫雲英の施用田で施用法が拙劣なため思はぬ失敗を招き、實際青田作つて米取らずの結果になることが屢々ありますが、其の失敗を未然に防ぐ方法として最も大切な點は施用量を調節することです。即ち紫雲英の出來榮へに依つて施用量を決定し、生育良好な場合は他の圃場に刈出して搬出することが必要です。

紫雲英の上作の年には水稻が不作だと云はれてゐますが、之は

紫雲英の出来榮への如何を考へず、全部其の田へ鋤込んで量の調節を怠るの原因ですから、紫雲英の上作の年には、先づ此の點を注意して過ちのないやう期せねばなりません。それとは次の方法に依るのが安全です。

- (一) 紫雲英の刈取り及び鋤込みの適期は開花期から満開期が窒素の全量も多く、且つ莖葉も柔軟で腐敗分解が早く有効です併し山間部地方のやうな植付時期の早い處では、紫雲英の鋤込みを出来るだけ遅らして生育を充分ならしめ、平坦部地方の如く植付時期の遅い處では乾燥せしめて施用するやうにします。
- (二) 紫雲英は窒素を除いては燐酸加里の肥効は非常に遅いものですから、之が施用の際には是非燐酸加里の適量を補給する必要があります。燐酸は過燐酸石灰を反當り六貫乃至七貫、加里は木灰二十貫乃至三十貫が適當です。
- (三) 紫雲英の施用は、所要窒素量の全量を紫雲英窒素のみで單用すること稻熱病誘發の原因になりますから、施用量は大体反當り四百貫乃至五百貫を限度とし、不足分の窒素は石灰窒素や硫酸等で補ひます。
- (四) 石灰は腐敗分解を早め有機酸の生成を抑制するものですから是非加用する必要があります。此の分量は、紫雲英二百貫に對して石灰反當り二十貫を適當とし紫雲英百貫を増す毎に石灰五貫を増すやうにします。
- (五) 紫雲英の鋤込みは植付前二、三週間前を適當としますが平坦部地方では植付時期が大体六月二十日過ぎになりますので、従つて鋤込んでから植付までには一ヶ月以上の日數があり、

此の間地中に於て分解發生するアンモニア等を損失する虞れがありますからよく地中に埋没せしめ、二回鋤返しを行つて分解を順調にし成分の保落に努めることが必要です。

鋤込みの際には萎びた程度(一、二日乾燥)に乾し、之を二、三寸の長さに切断し田面に撒布して鋤込むのが最も効果があります。刈取つてから數日、長いのは十數日間も放つて置いて鋤込む人がありますが、之は莖葉を硬化せしめて分解が困難となり遅出になる虞れがありますから、極度の乾燥をなさしめないやう鋤込むことが大切です。

(六) 紫雲英栽培地は其の地下部の窒素を考慮せねばなりません。大体地上部の三分の一と見て設計を樹てます。

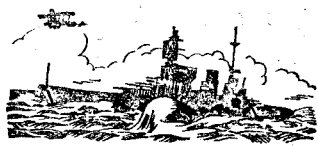
二 紫雲英の堆積方法

紫雲英を麥跡水田に施用する際に於ては、麥の刈取期が六月中旬以後になりますので、従つて紫雲英を施用するには之を乾燥貯藏するか、或は堆積腐熟せしめるかして施用します。

併し紫雲英は普通の山野草や芝草等より窒素含量が多いので、紫雲英生草のみを堆積するとアンモニアの損失を招く虞れがありますから、稻藁等の窒素稀薄材料を混合堆積して分解せしめることが大切です。此の割合は稻藁百貫に對して紫雲英百三十貫乃至百八十貫が適當です。

稻藁は豫め假積の要領で組織を崩壊吸水せしめたものに對し一、二日陽乾した紫雲英を挿入して堆積するのですが、此の際適宜に水を注ぐことが必要です。

尚ほ堆積する期間の短い時には、堆肥の切返しを行ふ際に半



乾紫雲英を混入して腐熟せしめます。さうすれば施用までに期間が短くても水稲に對する有害作用はありません。單に紫雲英のみを堆積し、殊に何等被覆物のない際にはアンモニアの發散が多いから注意を要します。

海軍の綜合戰果

陸軍の廣汎な大陸に於ける戰果に較べて海軍の今次作戦はとかく華かならぬものが多いのであるが、制海に制空に陸軍との協力行動に、その戰果は實に偉大なものであることを過見してはならぬ

即ち「海上封鎖部隊」は事變以來連綿不斷に寒暑風濤と闘ひつゝ常に支那船舶の航行を遮斷し、密輸を封じ、以て敵補給線の斷絶に努めてその苦艱筆舌に絶するものがあり、「北支部隊」はその艦艇陸戰隊及び航空隊の全力を擧げて陸軍部隊に協力奮戦し、大いに治安肅正の實を擧げると共に山東・江蘇沿岸並びに主要河岸を日夜哨戒して第三國船舶及び戎寇の密輸を完封し、「揚子江部隊」は江口より岳州に至る蜿蜒八百餘里に亘る支流を始めとして大小幾多の支流湖上を制し、或は江岸に來襲する殘敵を掃蕩すると共に、隨所に陸戰隊を揚陸して敵匪の根拠を衝き、或は航行船を狙ふ敵移動砲兵の據點を壊滅し、また敵浮流機雷の搜索掃海に

至つては連日連夜長江兵站線の確保に必死の努力を傾注し、「珠江部隊」また水路錯綜する同流域に於て、揚子江部隊と同様錯雜不規な作戦に従事し、珠江水域並びに附近の治安肅正に任じて着々その成果を擧げてゐる。

「海南島部隊」は昨年三月上旬から陸戰隊を増強し、陸軍部隊の協力を得て徹底的掃蕩を開始し忽ち全島を席捲して主要部落を我が掌中に收めたが、その後依然として餘喘を保つて暗躍を續けてゐた共產匪並びに殘敵を撃滅し、なほ航空部隊は陸軍部隊と協力してその巢窟を覆滅して漸次肅正の實を擧げ、今や明朗海南島を現出するに至つた。

この間「海軍航空部隊」は周知の如く全支に亘り制空權を確保して縦横無盡に活躍を續け、或は陸路部隊の進撃又は掃蕩戰に協力して頑敵の撃滅、敵堅壁の粉碎、敵敵の殲滅等に寄與すると共に全支水陸各種の交通機關、軍需品貯藏庫並びに軍事施設を爆撃し、又は四川・雲南省の邊陲に逃避屏息してゐる敵空軍を潰滅してその再建を封じ更に敵首都重慶に對しては實に五十餘回に亘る連續的大空襲を敢行してその軍事・政治上の重要機關を灰燼に歸せしめた。

十月十八日瀨細路の再開を見るや、我が海軍航空隊の精銳は機を失せず數次の連續爆撃を決定して同路の橋梁を次々に破壊し、殊に因果橋、惠通橋の爆撃は本輪送路を完全に遮斷するに至つたのである。

今、前述の作戦に於て江上艦艇の處分した機雷、並びに海軍航空部隊の撃墜爆破した敵飛行機數は次の如くである。

00667

(一) 處分敵機雷數

年度	處分敵機雷數	
	揚子江方面	珠江バイアス 灣汕頭方面
十三年	二、三二二	四一七
十四年	一、五二六	五〇四
十五年	七五一	一〇八
累計	四、五八九	一、〇二九
計	五、六一八	二、七二九

(二) 飛行機に與へたる損害

年度	擊破敵飛行數	
	確實	不確實
十二年	五二六	五二
十三年	七六七	一五八
十四年	一一五	二五
十五年	二六二	二三
累計	一、六七〇	二五八
計	一、九二八	二八五

向これに對する我が損害は昭和十二年六三、十三年五〇、十四年二九、十五年一一、計一五一である。



第一回南洋實業

練習生募集

財團法人南洋協會では現下の國內新情勢對應の一施設として我が適當なる中小商工業者若くは其の子弟を南洋各地に轉出せしめ以て我が輸出貿易の進展と南洋資源の開發確保に膺らしめる目的を以て、南洋實習練習生を選抜し、南洋各地邦人商工業者に配屬して充分この地方の實情と商工業の實務とに通曉せしめた後、適當の機會に於て同會助成の下に獨立開業せしめて所期の目的を達成せしめるため、今回その第一回實習生を募集することになつた身心堅固にして渡南の後成業の自信ある者の至急申込を希望する

- 一 募集人員及び派遣地方
約五〇名(但し都合により増減がある)
蘭領印度「爪哇、スマトラ、セレベス、ボルネオ、ニューギニア」英領馬來、比律賓、佛領印度支那、泰國等
- 一 申込締切期日
昭和十六年二月上旬限り
- 一 應募者の資格

00668

(一) 處分敵機雷數

年度	處分敵機雷數	
	揚子江方面	珠江バイアス 灣汕頭方面
十三年	二、三二二	四一七
十四年	一、五二六	五〇四
十五年	七五一	一〇八
累計	四、五八九	一、〇二九
計	五、六一八	二、七二九

(二) 飛行機に與へたる損害

年度	擊破敵飛行數	
	確實	不確實
十二年	五二六	五二
十三年	七六七	一五八
十四年	一一五	二五
十五年	二六二	二三
累計	一、六七〇	二五八
計	一、九二八	二八五

向これに對する我が損害は昭和十二年六三、十三年五〇、十四年二九、十五年一一、計一五一である。

- イ 年齢十六歳以上三十歳迄の男子
- ロ 中等學校四學年終了或は青年學校本科卒業以上の學力を有する者
- ハ 身體健全、意志強固にして不便不自由を忍び、炎熱困苦に耐へ、よく周圍の内外人と相和し、長く此の地方に定住して日本品の小賣業其の他の實業に従事し、充分成業の見込あるもの

一 應募手續

最近の戶籍謄本、父兄又は本人の身元並に納税證明書(市區町村長の證明)、履歴書(自筆のもの)、醫師の身體検査書、校長の卒業(修業)成績證明書、手札型半身脱帽の寫眞を添付した練習生願書を、東京市麹町區丸の内三丁目六番地 財團法人南洋協會に、右期間内に到着するやう送付すること。

この練習生募集については渡航、入店、開業其の他につき種々特典もあるから、希望者は至急本縣廳内社會課について詳細承知の上その手續をとるやう取運ばれたい。

一月二十九日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 一 各大臣の議會演説
- 一 米國政界最近の動向
- 一 週報第二二五號掲載内容

- 一 勤勞増産の日——與亞奉公日の再出發
- 一 農林省官制の改正

寫眞週報第一五三號掲載内容

- 一 兵隊さんが作つた特輯號
- 一 特輯に寄す——陸軍大臣東條英機
- 一 故國を離れて幾山河
- 一 果なき曠野に血と汗と
- 一 戦ひすんで
- 一 讀物ページ
- 一 警備も樂し ○故郷の便り ○自分らのアルバムから
- 一 征旅抄 ○陣中作品について 上田 廣
- 一 銃後に戀ふ(七篇)
- 一 支那農民に學ぶ ○戰野隨想——涙の價值。ともしび
- 一 南支の秋 ○涙の白頭山節 ○キヤラメル綺談 ○繪と兵隊——富岡中佐
- 一 その他
- 一 詩、短歌、俳句、川柳、漫畫、寫眞週報問答